

輸入航空貨物の保税蔵置場保管料率表

1. 基本料金（1件単位）

無料保管期間

貨物到着日の翌日午前8時から48時間を無料保管期間とします。

但し、この48時間内に年末年始（12月29日～1月3日）が含まれるときは、この期間が延長されます。

(1) 一般貨物保管料金

A期間：無料保管期間経過後2日以内の料金

1個につき	10KG以内	140円
	11KG～50KG	280円
	51KG～100KG	400円
	101KG～300KG	680円
	301KG～500KG	1,370円
	501KG～1,000KG	1,630円
	1,000KGを超えるものについては、 500KGを増すごとに	500円

但し、1件の最低料金は260円とします。

B期間：A期間経過後10日間の料金

100KGまたはその端数ごとに		
1日	1個につき	140円

C期間：B期間経過後15日間の料金

100KGまたはその端数ごとに		
1日	1個につき	140円
但し、引取促進等の費用として1件につき		140円

を別途申し受けます。

D期間：C期間経過後の料金

100KGまたはその端数ごとに		
1日	1個につき	210円

2. その他の料金

(1) 特殊保管割増料金（1件単位で貨物搬入日から適用します。）

1日 1個につき

①貴重品	140円
②動物	110円
③危険物	110円
④冷凍蔵品 10KG以内	110円
11KG～100KG	130円
101KG～300KG	200円
301KG～1,000KG	320円

1,001KG以上の場合、

1,000KGまたはその端数ごとに60円を加算します。

ULD 単位貨物（冷蔵のみ）

1日 1台につき 3,500円（LD3以下）

要相談（LD3より大きなサイズ）

3. 追加作業等の料金

(1) 一時預かり料金（1件単位）

一時預かり開始日より「1. 基本料金」と同料金を適用しますが、無料保管期間は適用しません。

また、特殊保管貨物については割増料金として「2. その他の料金」と同料金を適用します。

注1 一時預かり貨物の重量申告をお願いします。

注2 重量計測が必要な場合は、「輸入航空貨物の保税蔵置場貨物取扱料金表」に定める「(5) 再計量・再計測作業料」を適用します。

(端数処理)

1. 1個の重量に1KG未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算します。

(適用規定)

1. 各適用料金項目の「1件」とは、「1AWB」をいいます。

2. 1個当たりの重量とは、1件の総重量を個数で除した平均重量をいいます。

3. 「仕分けされた混載貨物」の保管日数の算出は、最初に搬入した日に遡り計算します。

4. 「仕分後の混載貨物」は仕分けされた各貨物を1件として取扱い計算します。
5. 「貴重品」、「危険物」とは、それぞれIATAの規定に定める貴重品及び危険物ならびに税関または航空会社からその旨の指示のあったものをいいます。
6. 「冷凍蔵品」とは、航空会社または荷受人からの指示により、冷蔵・冷凍の状態で保管される一切の貨物をいい、その保管需要が一時的に集中し、特殊保管施設に収容余力がなくなった場合において、特別の措置等を行ったときの料金については、別途実費を申し受けます。
7. 混載貨物仕分代理店等が、国内他空港または他保税施設から保税運送して搬入する貨物については、この料金表の無料保管期間を適用しません。
8. スプリット貨物の場合は到着便（他空港からの保税運送は「SLIP FOR TRANSPORTATION (保税運送承認通知書)」)単位で計算します。

(有効期間)

2024年10月1日から次期改定時まで

北海道エアポート株式会社

TEL: 0123-27-5115

URL: <https://www.hokkaido-airports.co.jp/>